

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	カトマンズにおける児童労働の予防及び削減のための環境が改善する
(2) 事業の必要性 (背景)	1.ネパール国における児童労働の実態 本事業対象地であるネパールは人口 2,340 万人、うち 1,070 万人（46%）が 16 歳以下の子どもである（2001 年国勢調査）。Unicef によるとネパールでは 5 歳から 14 歳の子どもの 33%が児童労働に従事しているとみられ、南アジアの平均 13%をはるかに上回っている（2009）。ネパール政府は子どもの権利条約など複数の国際条約を批准し、労働法の改正や児童法（1992）を制定、14 歳以下の子どもの労働を全面禁止し 16 歳以下の子どもが危険な労働（※）に従事することを禁止した。児童労働防止国家マスタープラン（National Master Plan of Child labor 2004-2014）でも児童労働の解消を重点項目の一つとして定めるなど、児童労働廃止にむけた整備を進めている。その結果大規模なレストラン、工場などいわゆるフォーマルセクターにおいては解消の動きが広まっているが、一方インフォーマルセクター、重い荷物を運ぶポーター、個人宅に住み込んで家事一般を行う使用人、石の切り出しやレンガ工場、小さな食堂や茶店などで働く子どもは多く、未だに児童労働は大きな社会問題として存在する。正確な数は不明だが、例えば食堂などで働く子どもたちはカトマンズ郡だけで約 15,000 人いると考えられる。 2.シャプラニールのネパールにおける活動 シャプラニールは 1994 年から、ネパールの農村部および都市部において貧困層や社会的弱者の支援活動を展開してきた。2004 年からはカトマンズ盆地内ラリトプール市においてストリートチルドレン、レストランや家事使用人として働く子どもへの支援活動を、CAPCRON というネパールの現地 NGO をパートナーとして開始した。2010 年度までの計 6 年間、うち 2008 年度、09 年度の 2 期を外務省日本 NGO 連携無償資金協力事業（以下、N 連）として、ノンフォーマル教育、保健衛生といった子どもたちへの直接支援に加え、雇用主や地域住民への啓発にも力をいれ実施した。 2009 年 4 月に行った事業関係者に対するインタビューでは、レストラン経営者が同事業を通じ子どもの権利の大切さを知り子どもの雇用を止めたと答えるなど、人々が事業からの働きかけによって行動に変化を起こした例が複数見られ、限定された地域ではあったが児童労働削減に貢献することができた。 3.本申請の背景 ネパールでは 90 年から NGO や国際機関による児童労働や子どもの人権に関する啓発活動、政府による法的整備が進められた。児童法（1992）に基づいて中央児童福祉局（CCWB）、各郡に郡児童福祉局（DCWB）が、ネパールにおける児童福祉及び権利保護を促進するための組織として女性社会子ども福祉省の中に作られた。しかしながら独自の予算を持たないため、実質的な活動が伴わないのが現状である。また、市役所内に子どもの保護と権利の促進を行う児童保護委員会（CPC）を設置することになっているが実際に設置された例は限られており、結成されたものも十分に機能していない状況にある。一方で、一般市民の間にも子どもの人権に対する認識が徐々に醸成されてきており、例

	えばこれまで子どもが雇用されることの多かった家事使用人として、大人の女性が働き始めているケースもかなり見られるようになってきた。ネパールでも児童労働を削減することが可能な環境が整いつつあるといえるが、それには行政の強化と世論喚起による社会環境の変化を促さなくてはならない。つまりシャプラニールが従来取り組んできた子どもや雇い主、地域住民など個人々々に働きかける限定的な活動ではなく、大規模なキャンペーンや、行政による法的強制力を伴う「上」からのアプローチが有効、かつ必要な段階に来ていると考える。 そこでシャプラニールは、ネパール NGO の CWIN-Nepal (Child Workers in Nepal Concerned Center) をパートナーとして、2011 年 10 月よりカトマンズ盆地内にある 3 つの市、カトマンズ、ラリトプール、バクタプールの行政の能力強化を目指した活動を行う。同時に雇用主側、一般市民への啓発活動を通じて、小規模レストラン、茶店における児童労働削減を目指した事業に新たに取り組むことを決めた。 ※家事使用人、ポーター（荷担ぎ）、債務労働、くず拾い、じゅうたん工場、採石現場での労働、人身売買を指す
(3) 事業内容	当該事業はカトマンズ盆地内にある小規模レストランや茶店で働く子どもの数を削減することをめざし、<u>未だ CPC が設置されていない 3 都市行政内に CPC を設置、担当者が児童労働をモニタリングするようになることを目標として、以下の 2 点を中心とした活動を展開する。</u> ① CPC の児童労働担当者の仕事が円滑に進むためのサポートを提供 ② レストランでの児童労働問題に関し、一般市民およびレストラン経営者を対象とした啓発活動を実施 【事業の進め方】 1. 準備活動 パートナー団体の当該事業専任スタッフへのオリエンテーションを実施、備品の調達を行う。また、行政へのアドボカシーや啓発活動のためにカトマンズ盆地内のレストランにおける児童労働の実態調査をプロジェクトの最初に行う。【調査は自己資金による実施】 2. CPC の結成および担当者へのソフト支援 市全体の開発計画の立案・実施を担う市役所の中に CPC を設置するため、CCWB、DCWB を主要ステークホルダーとしたタスクフォースを設立する。児童労働や子どもの人権問題の分野で活動する NGO や弁護士、労働関係団体等をメンバーに加え、CWIN が事務局として全体をリードする。タスクフォースは市役所を管轄する地方開発省 (MoLD)、子どもの福祉全般を任務としている女性子ども社会福祉省 (MoWCSW)、その他関係する行政組織へアドボカシーを行い、カトマンズ盆地内 3 市に CPC が設置され、児童労働をモニタリングするよう働きかける。同時に CWIN も担当行政を対象に、ネパールにおける児童労働の現状やそれを禁止する国内外の法律、政府の役割等をテーマとしたワークショップを実施、3 市での CPC の設置と児童労働モニタリングの必要性を訴える。

	CPC へのソフト支援として CPC に児童労働副担当を配置し、フィールド訪問や報告作成補助を行う。また、市役所職員および CPC メンバーを対象に子どもの権利や児童労働のモニタリング方法などを学ぶ研修を実施、フィールド訪問に必要な経費の補助等を行う。 3. 雇用主、一般市民を対象とした啓発キャンペーン 児童労働、特にレストランで働く子どもに対する社会的な関心を喚起するため、児童労働解消を呼びかけるリーフレットおよびポスターを作成、小規模なレストランや茶店への配布、掲示を行う。ここにはチャイルド・ヘルプ・ライン（次項参照）の番号を掲載、働く子どもが電話相談できるよう周知する。また児童労働をテーマとした短いドキュメンタリーとそれを元にしたテレビ CM、ラジオジングル（メッセージ性の強い広告）、新聞に意見広告を作成、掲載し、広く一般市民を対象とした児童労働啓発キャンペーンを展開する。 また、雇用主や労働関係団体が、子どもの権利や児童労働について理解するための対話集会を実施する。 4. 緊急救援【すべて自己資金での実施】 CWIN はネパール政府からの委託でチャイルド・ヘルプ・ラインを運営している。働く子どもたちの相談に乗る他、緊急性が高いと判断した場合には子どもの救出、保護も行っている。チャイルド・ヘルプ・ラインに連絡の入ったレストラン等で働く子ども、フィールド巡回によって見つかった子どもの保護に関わる活動も必要に応じて実施する。
（４）持続発展性	カトマンズ盆地内にある３つの市に配置された CPC が事業終了後も継続し、活動が行われるための人材および予算の確保がなされるよう、事業期間中にタスクフォースを結成し、中央省庁、郡、市、各レベルの関係機関に対して働きかけを行う。
（５）期待される成果と成果を測る指標	期待される成果と指標 1.ネパール行政組織の中で、児童労働問題が認識される （直接裨益者数 関係省庁及び市役所員 90 人） 指標：児童労働担当者が配置される、関係者の間で児童労働の問題への認識が高まる（定期的に関係者への意識調査実施） 2.カトマンズ盆地内に住むレストラン経営者、一般の人々の間で児童労働および子どもの人権についての問題意識が高まる（直接被益者 10,000 人） 指標：マスメディアも活用した啓発キャンペーンが計画どおり実施され、レストラン経営者らによる、児童労働廃止に向けた「行動規範」策定に向けた準備会合が開かれる。関係者の間で児童労働の問題への認識が高まる（定期的に関係者への意識調査実施）。 3.虐待を受けたり、劣悪な労働環境で働いている子どもたちが救出される。 指標：緊急救援が必要な子どもがチャイルド・ヘルプ・ライン等を通じて発見され、医療、衣服、カウンセリングなどの適切な支援を受ける（50 人）。